

令和6年9月26日

令和6年第3回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 6 年 9 月 2 6 (木)
招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場
開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分
閉 議 午 後 3 時 1 5 分

出 席 議 員 (9 名)

1 番	村 山 一 彦	2 番	宗 健 司
3 番	山 本 達 也	4 番	高 山 豊 彦
5 番	井 上 武 津 男	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	小 西 啓
1 0 番	吉 田 哲 也		

欠 席 議 員 (1 名)

9 番 岡 田 勇
な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則
書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
理事兼会計管理者 兼会計課長	岡田博之
総務課長	原田敏明
地域力推進課長	富田幸彦
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	今西靖
福祉課長	北広光
保育園長	富岡初代
福祉課主幹	小川恭仁子
総合施設整備課長 兼診療所事務長	但馬宗博
国保診療所医療担当課長	馬場かよ子
農村振興課長	松井幸則
建設事業課長	井上博丞

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	6番 岡本正意 7番 畑武志

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和5年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 3号 令和5年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 4号 令和5年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 5号 令和5年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 6号 令和5年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
認定第 7号 令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 3 同意第 4号 監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第37号 和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入
契約の締結について
- 日程第 5 議案第38号 和東町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入
契約の締結について
- 日程第 6 議案第39号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第40号 湯船辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第41号 令和6年度和東町一般会計補正予算（第2号）
議案第42号 令和6年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)

議案第 4 3 号 令和 6 年度和東町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 4 4 号 令和 6 年度和東町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 4 5 号 令和 6 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正
予算 (第 2 号)

日程第 9 発議第 7 号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

日程第 1 0 発議第 8 号 健康保険証の廃止中止を求める意見書

日程第 1 1 発議第 9 号 食糧の安定供給に関する意見書

日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 6 年和東町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、6 番、岡本正意議員、7 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、認定第 1 号から認定第 7 号まで、令和 5 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について及び令和 5 年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、村山一彦議員。

○決算特別委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、令和 5 年度和東町一般会計歳入歳出決算及び和東町特別会計歳入歳出決算については、9 月 1 0 日開会の第 3 回定例議会本会議において提案され、これを受けて議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、付託の上、9 月 1 9 日及び 2 0 日の 2 日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、小西監査委員から決算審査意見書の報告、理事からは主な施策の成果並びに決算書の説明、続いて各所管の課長に事項別明細書の説明を求めました。

令和 5 年度の一般会計ほか 6 特別会計の決算額は、歳入 6 2 億 7, 4 4 0 万 1, 0 0 0 円、歳出 6 1 億 6, 2 8 2 万 3, 0 0 0 円、歳入歳出差引額 1 億 1, 1 5 7 万 8, 0 0

0円となり、実質収支額も9,773万6,000円の黒字となりました。

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せつつあった反面、ロシアのウクライナ侵攻による物価高騰が引き続き、住民生活に大きな影響を及ぼす中、令和5年度は、令和3年度に策定された第5次総合計画の前期基本計画の中間年としてスタートし、総合保健福祉施設建築工事などの大規模事業に着手された。

第5次総合計画では六つの施策の展開方向が示されており、そのうち、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」では、生活支援燃料券事業や茶源郷和東生活応援商品券事業、総合保健福祉施設整備事業などが、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」では、農・観連携コミュニティ創生事業や大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業などが、「自然と共生し、安心・安全な郷」では、森林経営管理事業や地域循環型農業推進事業などが、「お茶観光を軸とした交流の郷」では、農業次世代人材投資資金給付事業やグリーンスローモビリティ周遊観光事業、石寺景観前駐車場整備事業、オープンエアミュージアムなどが、「快適で美しい環境の郷」では、祝橋や石寺橋の整備事業、地域おこし協力隊事業、町道撰原下島線拡幅改良事業、路線バス対策事業、茶源郷乗合交通生活お届け事業などが、「住民と行政のパートナーシップによる郷」では、茶源郷行政情報配信システム事業やふるさと応援寄附金事業などに取り組まれた。

一方、財政の状況は、財政構造の弾力性や健全性を示す経常収支比率が85.4%と、普通交付税の増加により、よい数値をキープしてはいるものの、公債費の増加により前年度より0.9ポイント悪化している。

また、財政力指数は令和4年度と同じく0.178で依然として自主財源の割合が低く、財源に余裕がない状況でした。

竣工した祝橋や現在建築中の総合保健福祉施設整備事業、石寺橋整備事業等の大規模事業等による元利償還金の増加により実質公債費比率の悪化が予想されるため、限られた財源の中、取捨選択し、事業を計画していかなくてはなりません。

各委員からは、「商工会の移動販売が終了する。高齢者対策の充実の観点からもできるだけ早期の再開に向けて検討を」、「小中学校の体育館や和東海洋センターへの空調設備の設置は避難所としてだけでなく、部活動や住民の活動の場として不可欠」、「茶源郷行政情報配信システムとして配布されているタブレット端末の利用率は」、「和東天満宮付近の府道への街灯の設置はどうなっているのか」、「コロナのワクチン接種の後遺症の事例は」、「早期発見が早期治療につながる。胃がん検診に胃カメラを採用する考えは」、「国保税の悪質滞納者に対する資格証明書の発行が毎回指摘されている。今後検討を」、「配食サービスは、せめて通年化が必要だが、一番のネックは届ける人がいないこと。町としても支援を」、「行政ができない部分を活性化センターに委託し、様々な事業を行っているが、住民への広がりがない。一旦立ち止まって検証し、進めるべきは進め、改めるものは改めるべきではないか」、「2027年のワールドマスターズゲームズについて、町民への広がりがない。今後どのように周知していくのか」、「W a z C a rの登録者数が伸びている。湯船では路線バスの代替交通として機能しているが、他の地域では伸びていない。料金設定や乗降場所などに使いにくい状況があるのではないか」、「総合保健福祉施設の建築や町道中溝学校線に関し、住民に対する説明が不十分で、その要因は全体的なことが見えていないこと。配慮が必要である」、「周遊観光事業の利用者数が増えてきているのではないか」、「認定こども園の検討状況は保護者等広く知らせる必要がある」など、多岐にわたり活発な質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論が行われ、岡本委員から、一般会計・国民健康保険特別会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の六つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、賛成討論については、畑委員から一般会計及び介護保険特別会計について、山本委員から国民健康保険特別会計について、宗委員から簡易水道事業特別会計につ

いて、高山委員から下水道事業特別会計について、井上委員から後期高齢者医療特別会計について、それぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 令和5年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 令和5年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 令和5年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第5号 令和5年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 令和5年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、令和5年度和束町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月25日、決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、令和5年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び令和5年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、同意第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第4号の提案理由。

和束町監査委員に、渡邊正徳氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を賜りたく提案させていただき次第でございます。

審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

和束町議会令和6年第3回定例会議案書をお願いいたします。

同意第4号のご説明を申し上げます。

同意第4号

監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	京都府相楽郡和東町大字白栖
氏 名	渡 邊 正 徳
年 齢	67歳

令和6年9月26日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

渡邊氏の略歴書になっております。お目通しのほうをお願いしたいということですが、少しご説明のほうをさせていただきます。

渡邊氏におかれましては、昭和55年に奈良市の市役所に入庁され、平成29年3月に退職されるまで要職を務められ、行政及び財政事務全般に精通されておられる方でございますので、ご同意のほうをいただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第4号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第4号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第37号 和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第37号の提案理由を申し上げます。

令和6年9月6日に一般競争入札に付した和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入契約の契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたく、提案させていただく次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

おはようございます。

それでは、議案第37号をよろしく願います。

議案第37号

和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入契約の締結
について

令和6年9月6日に一般競争入札に付した、和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入について、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 和東町総合保健福祉施設整備事業
- 2 物品番号 6 施整医機第 1 号
- 3 物品名 和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）
- 4 納入場所 和東町大字釜塚小字生水 1 5 番地
和東町健康福祉交流センター診療所内
- 5 契約金額 3,047 万円
(うち消費税相当額 277 万円)
- 6 契約の相手方 奈良市八条町 3 5 6 番地
株式会社三笑堂奈良中央支店 支店長 大橋隆之
- 7 契約の方法 地方自治法第 2 3 4 条の規定による一般競争入札
- 8 履行期間 議会の議決を得た日の翌日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- 9 支出科目 和東町一般会計
(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 1 社会福祉総務費
(節) 1 7 備品購入費

令和 6 年 9 月 2 6 日提出

和東町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。

N o . 3 7、資料でございます。

和東町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）概要

1 備品大内訳

- ・電子カルテ（クリニック用電子カルテ各諸室サーバー専用機機器 1 台、クライアント機デスクトップ P C 4 台、クライアント機ノート P C 3 台 他構成機器 1 式）
- 8 3 6 万円

・超音波装置（エコー室超音波診断装置1式）	275万円
・ドライケム（処置室・作業室血液生化学検査装置）	242万円
・内視鏡システム（内視鏡室 内視鏡システム1式）	770万円
・FPD（診察室・放射線室 レントゲン画像読取装置1式）	924万円

2 入札参加業者

番号、業者名、入札金額、摘要の順にご説明いたします。

1 株式会社三笑堂奈良中央支店、2,770万円、落札

今回の入札参加者については、1社のみでございました。

3 税抜予定価格	2,940万円
4 税抜最低制限価格	無
5 落札率	94.22%

隣のページには、今回購入医療機器の配置予定図を添付しております。後ほどお目通しいたきますようよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これより質疑を行います。

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回、電子カルテに係る入札についてということで、応札業者が1社だったということでございます。この入札に競争の原理が働いたのかどうかお答えいただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般競争入札とのことですので、参加者が1社になること自体、想定はできておりませんでした。同等品以上の扱いでございましたので、数社入ってくると想定しておりましたので、1社ですので、競争性というのは不明ですが、少しでも安く入手できたと、このように考えておるところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今回の入札についてですね、電子カルテシステムの導入につきましては、国が進めるIT化、DX化などの観点から理解をするわけですがけれども、デスクトップパソコン4台、ノート型パソコン3台となっていますが、多分使われるのは医師1人だと思わうんですが、この台数となった根拠について教えてください。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

電子カルテの台数ということで、多いではないかというご指摘ではございますが、医療従事者ですね、ドクター、ナース、医療事務、皆さんが1枚のカルテ、現在まで行っております紙カルテというところの回し見る必要がなくなるということで、紛失防止や患者の状態の共有が確実に行われることができるというふうに認識をしております。ですので、患者に対しまして、取り違いや各種のミスを防ぐことができるというふうに考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

これまでの紙ですとそれぞれナースの方から事務の方に手渡しで渡ると。その間、紛失、また取り違い等の間違いが起りやすいということで、医師、ナース、事務の方それぞれが電子カルテのシステムを使用されるということによろしいですか。

○ 議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○ 総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員お見込みのとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○ 議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

次に、内視鏡システムの導入となっているんですが、そもそもこの施設ですね、入院設備が整っていない診療所になるわけですけども、内視鏡を使った処置というのはどのような医療行為を想定されているのか。

○ 議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○ 総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

内視鏡システムは胃カメラでございまして、月 3 回、胃カメラの使える先生に来ていただいて対応をしていただいているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

ということで、必要となった患者の方の胃カメラということで、月3回、専門の医師が来られるということですね。分かりました。

次につきましては、議案第39号、また議案第42号にも関連するんですけども、電子カルテが健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証や資格確認書、高齢者医療証等との連携は図れるようになるのかどうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問のありました部分につきましては、電子カルテとは全く分けての運用になるものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

電子カルテとは分けた形での今回のシステム導入ということなんですかね。システムとしては、健康保険証等との関係とはまた別ということによろしいですね。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

医療機器は高額なものであると思いますが、機器の選定基準というのはどのようなになっているか、その点についてお聞きしたいです。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの井上議員のご質問にお答えいたします。

一定、ドクターの診療方針を示していただきまして、その上で現在使用している機器メーカーに近いものや、また互換性のあるものを基準に想定し決定した経過がございます。

以上でございます。

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

入札社が1社であったということなんですけれども、どういう理由でこういうことが考えられるか、その点についても少しお願いできますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

はい、お答えいたします。

先ほどの高山議員のご質問でもありましたが、一般競争入札ということですので、参加者が1社になること自体想定はできておりませんでした。同等品以上の扱いで発注いたしましたので、どこの業者でも入ってこれるような形で発注をしております。

1社とはいえ、競争の原理も働いたのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

幾つかお聞きしたいと思いますが、まず、先ほどお話がありました今回の電子カルテの関係ですけれども、いわゆる電子カルテの場合、先ほど説明がありましたように、いわゆるデータの共有であるとか、そういう媒体を通じて医療従事者が情報を共有できるという利点はあるんですけれども、一方で、いわゆる情報の漏えいであるとか、また、いろんな災害であるとかのときのバックアップの関係であるとか、そういういろんな意味でリスクもあるというふうに思うんですね。しかも、この施設は前から言っておりますけれども、浸水想定地域にございます。いわゆる浸水を防止するための措置というのは取っていただいておりますけれども、ただ、この間の様々な、今、能登でもありましたけれども、想定を超えるような水害であるとかいうことも今後起こる可能性というのは否めないというふうに思うんですね。そういう際にも、こういったものが守られるということも考えておられると思いますけれども、それも含めて、リスクについての対応はどうお考えでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、バックアップですが、クラウドシステムと庁内サーバーを同時に運用しまして、院内のサーバーがダウンしたときでもメーカーのほうでバックアップができるクラウドシステムを採用しておるところでございます。

また、診療所区域につきましては、防水シャッター等で主なものを守るという設計をしておりますので、こちらについても問題ないのかなというふうに考えております。

また、情報漏えいですが、電子カルテからはほかのインターネット等につながらな

いシステムになっておりますので、こちらのほうも大丈夫かなというふうな認識でお
ります。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一応、それぞれ一定の対応はされているのは当然でありますけれども、ただ、どう
いうことをしたとしても大丈夫ということは基本的にはないと思うんですね。ですから、
やはり様々なことも想定してこういった電子の関係というのは、いろんなリスクがあ
るということを前提にぜひ対応のほうはしていただきたいというふうに思います。

それと、今回、いわゆる電子カルテも含めまして各検査機器等について入れていた
だいているんですけれども、これまでの診療所の検査や診療の体制と比べまして、今
回新しい施設の中でこういった診療や検査体制を整えていただくわけですけれども、
こういった機器を入れることで、これまでとの診療や検査体制がどのようによくなる
というか、充実するというふうにお考えでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

これらの機器を運用することにより、今まででしたら患者さんの待ち時間等が長か
ったりするところが若干改善されるのかなというふうにも考えておりますし、また、
委託に出しておった部分も内部でできるというような医療機器もございますので、有
益に働くというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

最後にしますけども、これは町長にお願いしたいんですけども、以前、かなり前になりますけども、診療所のほうの体制というのは、いわゆる検査技師の方がおられたと思うんですね。その方が退職されて以降は、基本的にはそこに職員としては置いておられないと。いわゆる外部というか、委託でされてきたというのはあるんですけども、そういった総合保健福祉施設として医療や介護、福祉などの、そういう一体的な拠点として、今後進めていかれるというふうに思うんですけども、それを支えるのはやはり人というかスタッフだと思うんですね。ですから、今後こういった検査についても、検査技師というのは専門職ですし、そういった意味での人の配置というものも今後検討いただきたいというふうに思うんですけども、その辺についての町長のお考えをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まず、先ほどの岡本議員の質問も含まますので、その辺はご理解願いたいと思います。

まず、検査につきましては、以前は検査技師がおられたということで、検査技師がおられなくなったということには何とか人材を確保したいということでございますが、この点につきましては、ドライケムですね、血液生化学検査、これが導入します。これについては、今まで持って帰って検査してもらったものが約1時間で判定できるというような機械でございます。

また、PCのノートパソコン等を導入します。これについては、薬の待ち時間とか、そういう時間帯を使って看護師が患者等との質問とかに答えられるように位置づける

という具合に、ITを使うことによりまして医療サービスをかなり向上させていけると。再診をしていただかなくてもその日に検査が終わってしまというようなこともできます。そういうところも含めまして、ある程度ITを活用しながら医療体制を整えていきたい。

そして、次の議案でも出てきますけども、リハビリを行います。これにつきましては、治療から回復に向けての部分を向上させたいということで、そういう施設を導入します。そういうことで、患者に対しては、できるだけ早く的確な検査情報、もしくは診察情報を出しながら進めていきたいと。

ただ、診療に関しましては、医師1名、現在、看護師正職1名、臨時が2名となっています。これを何とかもう1名、正職を採用したいということで採用試験等も考えておりますので、その点も含めてご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号 和束町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第37号 和束町総合保健福祉施設医療機器（電子カルテ等）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第38号 和束町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第38号の提案理由を申し上げます。

令和6年9月6日に一般競争入札に付した和東町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入契約の契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたく、提案させていただき次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

続きまして、議案第38号をよろしくお願いいたします。

議案第38号

和東町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入契約の締結
について

令和6年9月6日に一般競争入札に付した、和東町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入について、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 事業名 | 和東町総合保健福祉施設整備事業 |
| 2 | 物品番号 | 6施整医機第2号 |
| 3 | 物品名 | 和東町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器） |
| 4 | 納入場所 | 和東町大字釜塚小字生水15番地
和東町健康福祉交流センター診療所内 |

- 5 契約金額 1,023万円
(うち消費税相当額93万円)
- 6 契約の相手方 奈良市八条町356番地
株式会社三笑堂奈良中央支店 支店長 大橋隆之
- 7 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 8 履行期間 議会の議決を得た日の翌日から令和7年3月14日まで
- 9 支出科目 和束町一般会計
(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 1 社会福祉総務費
(節) 17 備品購入費

令和6年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。

№.38、資料でございます。

和束町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）概要

1 備品大内訳

- ・低周波治療器 1台 187万円
- ・能動型自動間欠牽引装置 1台 225万5,000円
- ・ベッド型マッサージ器 2台 561万円
- ・乾式ホットパック 1台 44万円
- ・診察ベッド 1台 5万5,000円

2 入札参加業者

番号、業者名、入札金額、摘要の順にご説明いたします。

1 株式会社三笑堂奈良中央支店、930万円、落札

今回の入札参加者については、1社のみでございました。

3 税抜予定価格 980万円

4 税抜最低制限価格 無

5 落札率 94.90%

隣のページには、今回購入医療機器の配置予定図を添付しております。後ほどお目通しいたきますようよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回ですね、先ほど町長も言われていましたように、いわゆるリハビリ機能を導入するということで、その一環として、今ここに挙げられました理学療法機器の導入がされるというふうな話なんですけども、まず、診察ベッドは別にしまして、この四つの理学療法機器がそれぞれどのようなもので、また、いわゆるリハビリ、機能回復という意味で、それぞれどのような効果というものを期待している機械なのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、低周波治療器でございます。資料を確認させていただきます。

低周波治療器につきましては、いわゆる電子型マッサージ器のようなものでございます。能動型自動間欠牽引装置につきましては、腰椎や脊椎の牽引装置でございます。

また、ベッド型マッサージ器でございますが、こちらにつきましても、いわゆる筋肉痛等を回復する機器でございます。

また、乾式型ホットパックですが、こちらにつきましては、腰・肩などの関節の痛みを温熱で和らげる装置でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、どのような機器を導入するにしましても、やはりこれを使う患者に対して適切な選択というものがなければ、仮にそれを使ったとしても、逆に悪化する場合もあるというものがあると思うんですね。そういう意味でも、適切な診察と、まずこの効果についてのしっかりマッチングさせて使っていただくということが必要なわけですが、このリハビリ機器を患者に使用させていく指導であるとかいうものは、どなたがどういう形で行われるというふうに想定されていますか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

ドクターの指示で行うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これに似たものというか、同様のものというのは整形の関係の医院等で見かけたこともあるわけですが、今診療所におられるドクターの指示に基づいてされると

いう話ですけども、そのドクターは、いわゆる整形であるとか、またリハビリの専門的な知識というのはお持ちなんですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

一定、今回の理学療法はドクターたつての希望でございますので、当然あるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ドクターがこういうものをぜひ導入してほしいという希望があるということは、あるんだろうなというように思うんですけども、そうだから、ドクターが整形であるとか、いわゆるリハビリですね、機能回復についての専門知識を持っておられるとは限らないわけですね。だから、今、考えてますと言われましたけど例えば、今の先生が、資格的にもちょっと知識で知ってるという話だけじゃなくて、ちゃんと整形医であるとか、また作業療法であるとか、そういった意味でのリハビリというものの専門知識をしっかりと取得されていて、その上で今回そういうものを導入を求めておられて、その先生の指示の下でこういったを効果ある措置としてやっていこうということで理解してよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

先ほど私の答弁に不備がありましたのをお詫び申し上げます。

岡本議員お見込みのとおりでございます。一定、知識はあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

その知識がどの程度のことかということはお伺いしていないわけで、実際ドクターというのは、ドクターになられる前に大体全てのそういうのを回られますよね。だから、どれでもしようと思えばできるというのはあると思います。ただ、やはり今のドクターはそれが専門医じゃないというのははっきりしていると思うんですね。だから、そういった意味で、どの程度のそういう知識をお持ちなのかというのは分かりませんが、そういった意味では、先ほど言いましたように、リハビリというのはちゃんと処方して、それがちゃんとハマれば本当に効果があると思いますけども、間違えれば、ある意味、逆に物すごく悪化するという、そういう危険性もあるものです。そういった意味でも、やはり中途半端なと言ったら悪いですけど、この辺は分かるだろうというところで対応されているとよろしくない面も出てきますので、そこはしっかりと確認もしていただいて、責任ある対応をできるようにしていただきたいと思うんです。

その上で、これはまた町長にお聞きしますけども、やはりこういったリハビリのことを今後、保健センターのほうで一つの新しい取組としてされていくのであれば、今後、高齢化も進んでいくし、実際に整形とか、そういう足腰の問題とかでご苦労いただいている方も多いうふうに思います。そういう意味では、ニーズとしては今後増えていくと思います。そういう意味ではやはり先生の知識も必要ですけども、そういう作業療法士であるとか、O T P Tといった、本当に専門職としてそういった方に当たっていくという体制を今後計画的に配置いただくということは必要じゃないかと

思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今回の施設の整備に関しまして、私もドクターと何回も議論をしております。まず、急性期医療、要するに処置をする医療をする部分、今、現行の診療にある部分でございます。それと、回復部分としてリハビリの部分、これは理学療法の部分と私は思っております。この部分につきましてどこまでやるんだという話でございます。私とドクターの話の中では、ドクターが持ち得る知識の中で必要な部分の理学療法をやりたいということでございます。それはできる範囲。ドクターにしてみますと、和東町に赴任した段階で確認しているのは、和東町の患者数の中で一番多いのが塩分がかなり過多になっている方が多いと。それと、農業の関係もありまして、足腰筋肉の骨等の異常が出ている方が多い。その部分に関しての理学をできる範囲でやると。これ以上につきましては専門医を紹介するとか、それからまた新たに、うちの中でできる範囲であれば、そういう療法の専門医をまた考えていくかということについては、今後ドクターと相談していきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今お話を聞いて少し理解した部分もあるんですけども、今の先生の持ち得る知識や技術の範囲で対応したいと。それはそのとおりだというふうに思います。その上で、せっかく新しい拠点をつくっていくと。長くそこで住民の方が診療を受け、またリハビリもしていくという拠点として今度整備される以上は、中途半端にせずに、そこで本当に専門的なケアを受けられるような体制をぜひつくっていただきたいなと思って

います。

いわゆる平時もそうですけども、災害時とか有事といった部分で、そういう専門職をどれだけ独自にちゃんと整備できているかというのは大変大きな強みになると思うんですね。ですので、人件費等の財政面でのいろんな縛りはあると思うんですけども、そこはぜひ前向きに考えていただきたいと思いますので、強く要望しておきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号 和束町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 和束町総合保健福祉施設医療機器（理学療法機器）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第39号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

令和5年に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、健康保険証とマイナンバーカードの一体化等が盛り込まれ、従来の紙の保険証は令和6年12月2日をもって廃止されることとなりました。これに伴い、関連する「和東町国民健康保険条例」の一部を改正する必要が生じたので提案させていただいた次第です。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、議案第39号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第39号

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年9月26日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただき、今回の条例改正案でございます。

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和東町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

次ページに資料No.39といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。後ほどご確認のほうをよろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、和東町国民健康保険条例の一部改正 概要でございます。

1. 改正理由

令和5年に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、健康保険証とマイナンバーカードの一体化等が盛り込まれ、従来の紙の保険証が令和6年12月2日をもって廃止されることに伴い改正するものです。

2. 改正概要

○ 従来の紙の保険証が廃止されることに伴う改正で、条文の整理でございます。

3. 改正条例の施行日

令和6年12月2日

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、説明の中で、いわゆるマイナンバー法の一部改正によって健康保険証とマイナンバーカードの一体化等が盛り込まれて、従来の紙の保険証が廃止されることに伴い、改正するというふうに説明されましたけれども、ちょっと確認したいんですけども、この紙の保険証の廃止というのは、いわゆるマイナンバー法の改正においてですね、どこで廃止するというふうに規定されたのかですね。どこにそういう記述があるのかというのをちょっと確認をしたいと思いますし、そもそもこの12月2日に廃止するというふうに決めたのはどこで決めたのか、ちょっと説明いただけますか。

○ 議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○ 税住民課長（今西 靖君）

紙の保険証の交付の根拠ですが、国民健康保険法第9条及び国民健康法施行規則第6条のほうに、保険証の交付についてうたっているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

私が言ってるのは、マイナンバー法の一部改正によってというふうに説明されましたけれども、マイナンバー法の一部改正によって、この保険証の廃止というのはどこに規定されたのかというのを聞いてるんです。12月2日に廃止するというふうに決めたのは、どこで決められたのかということを知りたいです。

○ 議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○ 税住民課長（今西 靖君）

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調べまして、後ほどお答えさせていただきます。

たきます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これ大事なことですよ。その説明で、それが理由になってるんですからね。それが答えられないというふうになってしまったら、いわゆるこれを提案する根拠というのがありませんので、今日は撤回されますか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

調べまして、後ほど、回答のほうをさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時32分～午前10時45分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

先ほどの岡本議員の質問にお答えいたします。

紙の保険証の廃止の根拠ですが、令和5年6月9日に公布されましたマイナンバー法等の一部改正法、令和5年法律第48号によりまして、医療保険各法の改正という形で、保険証の廃止をうたっているものでございます。施行期日につきましては、公布の日から1年6か月以内という形で、令和6年12月2日を予定している次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、いわゆるマイナンバー法の一部改正等の中でうたわれているというふうに言われましたけれども、これは全国保険医団体連合会というところが、この健康保険証の廃止等の問題点についてまとめられた文書なんですけれども、その中で問題点の一つとして、この一括法案では、被保険者証の廃止というのは明文化されていないと書いてあるんですね。一体化はうたっている、一体化するということは言ってるけど、廃止ということは一つも明文化されていない。

それから、これはある議員、国会議員の方が、前の保険証に関する質問主意書というのを出しておられるんですけども、その中でも問題点として、条文に健康保険証の廃止の期日はないというふうに言われてるんですね。だからないんですよ。その健康保険証を廃止するということをちゃんと明記したものは、その法にはないんです。

12月2日に廃止するというふうに決めたのは、閣議決定なんですね。去年の。だから、法的に決めたことはないんですね。だから、法的根拠がないということです。この保険証の廃止というのはね。

だからこの保険証の廃止するから、これを改正するというのは、法的根拠がないということで、ないのに提案されているということになるんじゃないですか。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

閣議決定のほうで、保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードにより、オンライン資格確認を受けられることができない者については、必要に応じて資格確認書のほうをですね、提供することができるというふうにありますので、それを根拠に今

回提案させていただいた次第でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

でも、ここの提案の概要には、その閣議決定のことは何も触れられてませんよ。閣議決定というのは法律じゃありませんからね。要は、法律を閣議決定して、国会にかけて決めるというのはありますけども、閣議決定が全て何か決めているということはないわけです。だから、根拠にはならないんです。

もう一つ聞きますけども、先ほどちょっと触れられましたけども、この健康保険証の交付というのは、いわゆる国民健康保険や健康保険法の施行規則で定められています。被保険者証及び被保険者資格証明書の交付として、市町村が交付しなければならないと。だから、保険証の交付というのは、市町村の義務になってるんです。

ちょっと伺いますけども、これは間違いないかということとね。その市町村の義務としてのこの保険証の交付というのは、この施行規則ですね。これは、じゃあ変わったんですか。変わったんだったら、いつ変わったんですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

岡本議員、お見込みのとおり、保険証の交付事務に当たっては、市町村の事務でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

私が伺ってますのは、その市町村の義務としての保険証の交付という、この施行規則が定めている規定というのは、廃止されたんですかと聞いてるんですよ。何か変更があったんですかって聞いてるんです。

変更があったんだったら、じゃあ、いつあったのか、どういうふうに変ったのか。それはいかがですか。

○ 議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○ 税住民課長（今西 靖君）

変更のほうは、今の時点ではございません。令和 6 年 1 2 月 2 日をもって廃止する予定でございます。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。ラストになります。

○ 6 番（岡本正意君）

この施行規則が、じゃあ 1 2 月 2 日をもって施行規則も変わるということですか。そんな話、どこにあるのかと思うんですよ。

市町村の義務としての、その保険証の交付という規定は残ってるのにね。保険証は廃止しますと。これは、別に町の責任ではありませんけどね。これは国の責任です。

ご存じのように、この保険証の廃止ということをどこで決めたのかと、いつ決めたのかということも、この間の報道で全く記録が残ってないということが報道されました。それぐらいブラックボックスで、閣議決定しても同じなんですよ。

そういうような下で、住民の方のこの資格に関わる、またその、いわゆる命と健康に関わる保険証というのを乱暴に廃止しようとしてると、閣議決定だけで。というね、そんなことを保険者として許していいのかということなんですよ、聞いているのは。そういういいかげんなやり方でというか、乱暴なやり方で、市町村の義務である保険

証の交付という事務さえも、要はないがしろにしていると。

国は保険証の交付義務はないんですよ。市町村の義務なんですよ、これは。それは何も変わってないのに、こういうことをさせようとしていることについて、保険者として、その責任者として、町長ね、最後ね、国に対してちゃんとそれは、これはおかしいんじゃないのかと。ね。これ、普通おかしいと思いますよね。やっぱり保険者として、被保険者の立場に立ってね、これはおかしいんじゃないか、これどういうことなのかということを確認して、こういうものは出されるべきだと思うんですよ。

何かよく分からないけども、何かもう12月2日に廃止されるから、それに基づいて変えなあかんわなというね。そういうような、何て言うんですか、無批判的にというね、言われるままに、ただやるということではなくて、そこをちゃんと問いただしてから、はっきりさせてからね、こういうものは出す必要があるんじゃないですか、町長。責任持って提案するんだったら。責任持てないんだったら、撤回されたらどうですか、今回は。いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の答弁させていただきます。

岡本議員の考え方を否定するわけではございません。岡本議員の言われていることも正しいかと思えます。

ただ、自治体につきましては、国の行政の流れ、それから都道府県の行政の流れ、そして地元の自治体の流れ、そして私たちが一番身近な住民との対応をしていく中で、今回につきましては、マイナンバー法の改正に伴いまして、移行していくということが原因でございます。

先ほど担当課長が説明しましたように、12月2日をもって発行を止め、その後はマイナンバーカードがそれを変えていく、マイナンバーカードを持たれていない方、

希望される方に関しては、基本的に資格証を発行していくと。従来の住民さんに対してのサービスは変えていかないという考え方でございます。

マイナンバーカードの件につきましては、他の業務、先ほど出ました電カルとかいろいろな業務につきましても、情報の一元化、問題という点もございしますが、情報の一元化をすることによって、住民サービスの向上に努めたいということでございますので、和東町としては、国の法律に従いながら、閣議決定を視野に入れて、今回、12月2日からこの制度に移行したいということで、今回ご提案させていただいておりますので、議員各位のご理解とご承認をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第39号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号 湯船辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第40号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地における公共的施設の総合的な整備について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を変更したく、提案させていただく次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第40号のご説明を申し上げます。

議案第40号

湯船辺地に係る総合整備計画の変更について

湯船辺地における公共的施設の総合的な整備について別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

裏面が変更後の総合整備計画書でございます。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表をつけさせていただいておりますので、これに基づき、ご説明をさせていただきます。

3、公共的施設の整備計画の変更でございます。

公共的施設の整備計画の計画年数並びに表中の事業費、財源内訳及び一般財源のうち、辺地対策事業債の予定価格を変更するものでございます。

計画年数でございますが、令和5年度から令和6年度までの2年間を1年間延長いたしまして、令和7年度までの3年間とし、事業費として3,000万円から4,123万6,000円。

財源内訳でございますが、特定財源1,714万9,000円から2,262万8,000円、一般財源1,285万1,000円を1,860万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1,280万から1,840万に変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和2年度に実施いたしました橋梁点検の結果、主桁1本の腐食の著しい進行が見られましたことにより、判定区分の3、早期措置を要する段階ということで判定されました。当該橋梁点検結果を踏まえ、令和5年に設計業務を実施させていただいたところ、橋梁点検において指摘された主桁以外の主桁などにも腐食の進行が見られたところでございます。

これらの状況を踏まえ、今後の対応を検討したところ、橋梁点検におきまして指摘された主桁による部分的な補修ではなく、橋梁全体の長寿命化を図るため、根本的な対策を検討し、橋梁点検での指摘部分以外の詳細設計を行った後に、補修工事を実施するという事としており、事業計画を変更するという事をしたため、今回、辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号 湯船辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 湯船辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第41号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第2号）、議案第42号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第43号 令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第44号 令和6年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第45号 令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第41号から議案第45号の提案理由を申し上げます。

議案第41号は、令和6年度和束町一般会計補正予算（第2号）、総合保健福祉施設整備およびデジタル地域ポイント事業等について

議案第42号は、令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、事業勘定におけるマイナンバーカードと保険証の一体化に係るシステム改修負担金等において

直診勘定における新型コロナワクチン及び新型コロナ治療薬に係る医薬品衛生諸経費等において

議案第43号は、令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）、保険勘定における介護予防サービス給付費や介護予防住宅改修費の増額等において

議案第44号は、令和6年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、総合保健福祉施設駐車場整備における町道中溝学校線工事に伴う水道管布設替え等において

議案第45号は、令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算（第2号）、総合保健福祉施設駐車場整備等の整備に伴う下水道布設替え、和束中央浄化センターにおける電気代等において

それぞれ予算の補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第41号のご説明を申し上げます。

議案第41号

令和6年度和束町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,500千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,667,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 26 日提出

和東町長 馬場 正実

次のページより、第 1 表の歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 1 款地方交付税、1 8 億 9,013 万 6,000 円、1 0 6 万 6,000 円、1 8 億 9,120 万 2,000 円。

1 3 款分担金及び負担金、6,384 万 9,000 円、95 万円、6,479 万 9,000 円。

1 4 款使用料及び手数料、2,838 万円、43 万 4,000 円、2,881 万 4,000 円。

1 5 款国庫支出金、3 億 2,519 万 2,000 円、2,475 万 7,000 円、3 億 4,994 万 9,000 円。

1 6 款府支出金、1 億 9,165 万 7,000 円、304 万 7,000 円、1 億 9,470 万 4,000 円。

1 7 款財産収入、13 万 3,000 円、116 万 9,000 円、130 万 2,000 円。

1 9 款繰入金、4 億 2,394 万 5,000 円、747 万 7,000 円、4 億 3,141 万 2,000 円。

2万2,000円。

20款繰越金、673万1,000円、3,900万円、4,573万1,000円。

21款諸収入、4,381万7,000円、880万円、5,261万7,000円。

22款町債、10億7,430万円、3,380万円、11億810万円。

歳入合計、45億4,670万円、1億2,050万円、46億6,720万円。

次のページが歳出でございます。

歳出でございます。歳出におきましても同様のご説明とさせていただきます。

2款総務費、7億747万4,000円、2,700万1,000円、7億3,447万5,000円。

3款民生費、17億6,915万6,000円、6,904万4,000円、18億3,820万円。

4款衛生費、5億4,590万4,000円、777万2,000円、5億5,367万6,000円。

5款農林業費、1億3,976万3,000円、598万9,000円、1億4,575万2,000円。

7款土木費、3億4,705万4,000円、△50万円、3億4,655万4,000円。

8款消防費、2億2,686万7,000円、2万円、2億2,688万7,000円。

9款教育費、2億1,719万3,000円、504万円、2億2,223万3,000円。

10款災害復旧費、1,545万4,000円、610万1,000円、2,155万5,000円。

11款公債費、4億997万7,000円、3万1,000円、4億1,000万8,000円。

20款諸支出金、1万円、2,000円、1万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

1 追加でございます。

事業：総合保健福祉施設整備事業、期間：令和6年度から令和7年度まで、限度額：5,544万円。

続きまして第3表 繰越明許費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名：総合保健施設整備事業、金額は150万円でございます。

次に、第4表 地方債補正の1、変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

総合保険福祉施設整備事業（過疎対策）、7億3,970万円、証書借入または証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後の限度額でございますが、8億3,020万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略させていただきます。以降も同様の説明とさせていただきます。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、2,370万円、2,350万円。

橋梁補修事業（辺地対策）、900万円、520万円、災害復旧事業、560万円、690万円。

計でございますが、補正前、8億3,200万円。補正後でございますが、8億6,

580万でございます。

続いて、予算に関する説明書、令和6年度一般会計補正予算（第2号）、資料No. 41に基づいて説明を続けさせていただきます。

総括につきましては省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主な内容のご説明とさせていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、補正額550万円、障害者自立支援給付費負担金でございます。

同款2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、補正額、1,022万円。

主なものでございますが、デジ田交付金、デジタル実装タイプといたしまして1,011万5,000円でございます。

同款同項2目の民生費国庫補助金、補正額、669万4,000円。

主な内容でございますが、1節の社会福祉費補助金といたしまして、物価高騰対応地方創生臨時交付金（補足給付）として、584万円を計上しているところでございます。

16款府支出金、1項府負担金、1目の民生費府負担金、補正額、275万円。1節の社会福祉費負担金で、こちらも障害者自立支援給付費負担金でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、54目の地域福祉基金繰入金、補正額、386万円。

こちらにつきましては、1節の社会福祉基金繰入金でございます。

同款同項58目、豊かな森を育てる基金繰入金、補正額、233万円。1節の豊かな森を育てる基金繰入金でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額、3,900万円。1節の前年度繰越金でございます。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入でございます。補正額、8 8 0 万円。

主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種確保事業の助成金として、6 6 4 万円計上させていただいているところでございます。

2 2 款町債、9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

1 項町債、2 目の民生債、補正額、3, 6 5 0 万円。

主な内容でございますが、過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）分で3, 6 5 0 万円、同款同項の6 目土木債、補正額△4 0 0 万円。1 節の道路橋梁債で主な内訳でございますが、辺地対策事業債（橋梁補修事業）で、△3 8 0 万円を計上させていただいているところでございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましても、主なもののみのご説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費、補正額、2, 3 1 5 万9, 0 0 0 円。

事業の一般管理諸経費の委託料、職員駐車場実施設計業務委託料で1 5 8 万4, 0 0 0 円、また事業でございますが、デジタル地域ポイント事業費として2, 0 2 3 万1, 0 0 0 円を計上させていただいているところでございます。

1 3、1 4 ページをお願いいたします。

同款同項1 2 目交通対策費、補正額、2 5 6 万3, 0 0 0 円。

こちらにつきましては、茶源郷乗合交通生活お届け事業で、負担金補助及び交付金といたしまして、乗合交通事業運営補助金といたしまして、1 9 9 万2, 0 0 0 円を計上させていただいております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。補正額、5, 3 8 7 万9, 0 0 0 円。

主な内容でございますが、事業の障害者自立支援給付事業の扶助費といたしまして

1,100万円。

15、16ページをお願いいたします。

こちらにも事業でございますが、総合保健福祉施設整備事業で4,183万1,000円を計上しており、主な内訳でございますが、工事請負費に3,696万円、また補償費としまして400万円を計上させていただいているところでございます。

同款同項14目の物価高騰緊急支援給付（補足給付）事業でございます。補正額、584万円で、こちらにつきましては、物価高騰緊急支援給付金の補足給付分として計上をさせていただいているところでございます。

17、18ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。

補正額でございますが、640万円で、予防接種等委託料として計上をさせていただいているところでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、6目の農業施設管理費でございます。補正額、200万円。1節の需用費で、こちらにつきましては、修繕費、維持補修として200万円計上しているところでございます。

同款2項林業費、2目の林業振興費でございます。

次のページになりますけれども、主な内訳でございますが、事業の森林経営管理事業の委託料といたしまして、233万1,000円を計上させていただいております。

9款教育費、1項教育総務費、1目の教育委員会費、補正額、504万円でございます。

こちらにつきましては、事業の相楽東部広域連合事業費の連合負担金といたしまして、504万円を計上させていただいているところでございます。

10款災害復旧費、次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費、1目の道路橋梁施設災害復旧費でございます。補正

額、545万2,000円。

主なものといたしましては、14節の工事請負費の道路橋梁災害復旧工事費で400万円を計上させていただいているところでございます。

25ページ以降につきましては、給与費明細を載せておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、特別会計につきましては担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、議案第42号についてのご説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第42号

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,500千円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,380千円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月26日提出

1枚おめくりください。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金、0円、57万9,000円、57万9,000円。

5款財産収入、1,000円、8万2,000円、8万3,000円。

7款繰越金、1,000円、13万9,000円、14万円。

歳入合計、6億9,970万円、80万円、7億50万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1款総務費、357万2,000円、70万8,000円、428万円。

7款基金積立金、1,000円、8万2,000円、8万3,000円。

9款諸支出金、61万1,000円、1万円、62万1,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和6年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、事業勘定、資料No.42により説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は、議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

こちらにつきましては、款、項、目、補正額と主なもののみ説明として読み上げて説明を続けさせていただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目社会保障・税番号制度システム整備費補助

金、補正額、57万9,000円。

こちらは、マイナンバーカードと保険証との一体利用に伴うシステム改修に係る国庫補助金の補正でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにも主なもののみの説明とさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額、70万8,000円。

こちらは、マイナ保険証に関わるシステム改修で、京都府町村会情報センターへの負担金の補正でございます。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定のご説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所の事務長と説明を交代させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

引き続きまして、直診勘定でございます。

議案書につきましては、先ほど税住民課長よりご説明がありましたので、私からは第1表から説明させていただきます。

議案第42号、3枚おめくりいただきまして、お願いいたします。

まず、第1表 歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1款診療収入、5,867万9,000円、463万円、6,330万9,000円。

6款繰越金、100万円、30万円、130万円。

9款諸収入、744万円、495万円、1,239万円。

歳入合計、9,950万円、988万円、1億938万円。

おめくりください。

歳出でございます。

同様に、款、補正前の額、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、7,216万2,000円、30万円、7,246万2,000円。

2 款医業費、2,700万5,000円、958万円、3,658万5,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書により、ご説明させていただきます。

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）直営診療施設勘定、N
o.42をお願いいたします。

1 ページから4 ページの総括は、議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

補正額と内容をご説明いたします。

2 歳入、1 款診療収入、2 項外来収入、4 目の一部負担金収入、59万4,000
0円。節は現年度分でございます。

同款同項7目の後期高齢者医療保険診療報酬収入、403万6,000円。現年度
分でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目の繰越金、30万円。前年度繰越金、純繰越金で
ございます。

9 款諸収入、2 項受託収入、1 目の検診等受託収入、495万円。1 節の検診等
受託収入でございます。

7、8 ページをお願いいたします。

3 歳出でございます。歳入同様に説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目の一般管理費、30万円。職員等児童手当の変

更に伴うものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目の医療用消耗器材費、37 万 3,000 円。使用料及び賃借料、37 万 3,000 円でございます。

同款同項 3 目の医薬品衛生材料費でございます。920 万 7,000 円。医療材料、主なものは薬の購入費でございます。

9 ページ以降には給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいたきますようよろしく願いいたします。

以上、直営診療施設勘定（第 2 号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

休憩（午前 11 時 33 分～午後 1 時 30 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 43 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第 43 号

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,330 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 752,630 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億3,486万2,000円、△194万9,000円、1 億3,291万3,000円。

3 款国庫支出金、1 億7,319万5,000円、139万4,000円、1 億7,458万9,000円。

4 款支払基金交付金、1 億9,142万9,000円、143万1,000円、1 億9,286万円。

5 款府支出金、1 億843万7,000円、66万2,000円、1 億909万9,000円。

6 款財産収入、1,000円、3万円、3万1,000円。

7 款繰入金、1 億2,063万9,000円、66万2,000円、1 億2,130万1,000円。

9 款繰越金、1,873万1,000円、310万円、2,183万1,000円。

歳入合計、7 億4,730万円、533万円、7 億5,263万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらも歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、6 億8,653万円、420万円、6 億9,073万円。

4 款地域支援事業費、3,392万1,000円、110万円、3,502万1,000円。

5 款基金積立金、1,000 円、3 万円、3 万 1,000 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の資料 No. 43 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは、議案書と重複いたしますので省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額、説明の順に、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額、△ 1 9 4 万 9,000 円。

これにつきましては、現年度分の特別徴収保険料で△ 2 4 3 万 9,000 円が主なものとなっております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額、1 1 3 万 4,000 円、現年度分の介護給付費の交付金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額、3 1 0 万円。前年度分の純繰越金でございます。

続きまして、9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、補正額、2 0 0 万円。

介護予防サービスの負担金でございます。

同款同項 6 目介護予防住宅改修費、補正額 1 0 0 万円。

これにつきましても、介護予防住宅改修の負担金でございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護・予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、補正額、80万円。

訪問・通所・生活支援事業費といたしまして、負担金80万円、いわゆる介護予防・日常生活支援総合事業、総合事業と言われるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第44号の説明をさせていただきます。

議案第44号

令和6年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度和束町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度和束町簡易水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項、既決予定額、補正予定額、計の順に説明いたします。

（3）主な建設改良事業

（ロ）町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替、300万円、△50万円、250万円。

（ハ）総合保健福祉施設駐車場整備に伴う水道管布設替、0円、250万円、250万円。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明します。

収入でございます。

第1款水道事業収益、2億1,359万3,000円、1万4,000円、2億1,360万7,000円。

第2項営業外収益、1億525万6,000円、1万4,000円、1億527万円。

支出。

第1款水道事業費用、2億1,288万4,000円、40万円、2億1,328万4,000円。

第1項営業費用、1億8,430万2,000円、40万円、1億8,470万2,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明します。

収入。

第1款資本的収入、6,480万3,000円、200万円、6,680万3,000円。

第2項負担金等、600万円、200万円、800万円。

支出。

第1款資本的支出、1億4,019万2,000円、201万4,000円、1億4,220万6,000円。

第1項建設改良費、1,020万4,000円、200万円、1,220万4,000円。

第3項基金積立金、1,000円、1万4,000円、1万5,000円。

令和6年9月26日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.44をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、少し飛びますが、9ページをお願いいたします。9ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業会計予算内訳書、収益的収入及び支出、款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なものとさせていただきます。

まず、収入は飛ばしまして、支出でございます。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、薬品費で40万円、水道用医薬品代でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入、資本的収入、負担金等、受益者負担金、工事負担金、200万円。町道・駐車場整備工事等に伴う負担金でございます。

続きまして、支出、資本的支出、建設改良費、配水管布設費、工事請負費、150万円。総合保健福祉施設駐車場整備に伴う水道管布設替え。

委託料、50万円、町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替え設計。

続きまして、10ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業予定損益計算書でございます。

主なもの及び補正のあるもののみを説明させていただきます。

1、営業収益、合計で9,850万1,000円。

2、営業費用、(1)原水及び浄水費、1,879万円。

合計で1億8,052万円。

営業利益として、△8,201万9,000円。

3 営業外収益。

合計で1億527万円、

4 営業外費用。

合計で1,327万4,000円。

経常利益として997万7,000円。当年度純利益で371万2,000円。当年度未処分利益剰余金で371万2,000円でございます。

少しページを戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。2ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

主なもの及び補正のあったもののみの説明とさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益、371万2,000円、未収金の増減額19万6,000円、未払い金の増減額が323万2,000円。

業務活動によるキャッシュ・フロー

合計で8,347万9,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出、△883万6,000円。

投資活動によるキャッシュ・フロー

合計で△316万1,000円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

合計で△7,032万5,000円。

資金増加額、999万3,000円、資金期首残高1,040万9,000円、資金期末残高が2,040万2,000円です。

おめくりください。

3ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業予定開始貸借対照表でございます。

令和6年4月1日現在、主なもの及び補正のあったもののみの説明とさせていただきます。

きます。

まず資産の部、少し飛ばしまして、3ページ一番下の資産合計が25億8,091万5,000円。

4ページに移りまして、負債の部でございます。

4. 流動負債（2）未払い金1,850万5,000円。

負債合計が24億6,050万1,000円。

続きまして、資本の部でございます。

4ページの一番下で資本合計が1億2,041万4,000円。

負債資本合計は、資産合計と同額でございます。

おめくりください。

5ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業予定貸借対照表でございます。

令和7年3月31日現在、まず資産の部でございます。

1 固定資産、（1）有形固定資産、ハ 構築物で、37億2,205万6,000円。資産の合計が、24億6,810万1,000円。

6ページに移りまして、負債の部でございます。

こちら少し飛ばしまして、ページ中ほど、負債合計でございます。22億9,328万8,000円。

続きまして、資本の部でございます。

資本合計が1億7,481万3,000円。負債資本合計は、資産合計と同額でございます。

7ページから8ページは、注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、簡易水道事業補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第45号の説明をさせていただきます。

議案第45号

令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第2号）

は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）（3）主な建設改良事業、（イ）総合保健福祉施設駐車場整備に伴う下水道管布設替え、既決予定額、100万円、補正予定額、50万円、計150万円。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明します。

収入でございます。

第1款下水道事業収益、1億6,423万9,000円、70万円、1億6,493万9,000円。

第2項営業外収益、1億3,551万円、70万円、1億3,621万円。

支出。

第1款下水道事業費用、1億6,375万7,000円、70万円、1億6,445万7,000円。

第1項営業費用、1億4,163万4,000円、70万円、1億4,233万4,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正。

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明します。

収入。

第1款資本的収入、1億453万9,000円、50万円、1億503万9,000円。第2項負担金等、200万円、50万円、250万円。

支出。

第1款資本的支出、1億4,397万7,000円、50万円、1億4,447万7,000円。

第1項建設改良費、340万2,000円、50万円、390万2,000円。

おめくりください。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中に定めた一般会計から補助を受ける金額「75,752千円」を「76,452千円」に改める。

令和6年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.45をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、少し飛びますが、9ページをお願いいたします。9ページでございます。

令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書。

収益的収入及び支出。

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なものとさせていただきます。

収入。

下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、70万円。一般会計補助金。

支出。

下水道事業費用、営業費用、処理場費、動力費、70万円。和束中央浄化センター動力電気代でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入。

資本的収入、負担金等、受益者負担金、工事負担金で50万円。総合保健福祉施設駐車場整備に伴う負担金。

続きまして、支出でございます。

資本的支出、建設改良費、管渠改良費、工事請負費で50万円。総合保健福祉施設駐車場整備に伴う下水道管布設替え。

続きまして、10ページをお願いいたします。

令和6年度和東町特定環境保全公共下水道事業予定損益計算書でございます。主なもの及び補正のあったもののみの説明とさせていただきます。

1 営業収益、合計で2,612万1,000円。

2 営業費用 (2) 処理場費 3,509万6,000円。合計で1億3,796万2,000円。営業利益として△1億1,184万1,000円

3 営業外収益 (2) 他会計補助金 7,645万2,000円。合計で1億3,621万円。

4 営業外費用。合計で2,146万6,000円。経常利益として290万3,000円、当年度純利益、155万7,000円、前年度繰越欠損金、1億602万2,000円、当年度未処理欠損金、1億446万5,000円。

ページを戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。2ページでございます。

令和6年度和東町特定環境保全公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。主なもの及び補正のあるもののみの説明とさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で4,830万7,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、有形固定資産の取得による支出、△279万6,000円、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で△109万4,000

円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計で△3,613万6,000円、資金増加額、1,107万7,000円、資金期首残高、324万4,000円、資金期末残高、1,432万1,000円。

おめくりください。

続きまして、3ページでございますが、令和6年4月1日現在の予定開始貸借対照表につきましては、今回補正がございませんので、後ほどお目通しください。

続きまして、5ページをお願いいたします。

令和6年度和東町特定環境保全公共下水道事業予定貸借対照表でございます。令和7年3月31日現在、主なもの及び補正のあるもののみの説明とさせていただきます。

資産の部。

1 固定資産 (1) 有形固定資産 ハ 構築物で、37億493万1,000円。

5ページ一番下の資産合計は、28億3,374万6,000円。

続きまして、6ページでございます。負債の部でございます。

そこを少し飛びまして、5 繰延収益、長期前受金、26億678万2,000円。
負債合計、25億9,525万8,000円。

続きまして、資本の部でございます。

資本合計が2億3,848万8,000円。

負債資本合計は、資産合計と同額でございます。

7ページから8ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、特定環境保全公共下水道事業補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

4番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

それでは何点か、確認をさせていただきたいと思います。

まず初めにですね、一般会計の 1 2 ページでございます。

デジタル地域ポイント事業というのが計上されておるわけですがけれども、この事業ですね、そもそもどんな事業なのか、また、当初予算ではなく、この中間にですね、この大きな金額を計上されているわけですがけれども、この事業化するに当たっての説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（吉田哲也君）

町長。

○ 町長（馬場正実君）

私のほうから、主な事業概要については説明させていただきます。

この事業、私の肝煎りで、今回補正で上げさせていただいておりますので、ご理解のほう、よろしくをお願いしたいと思います。

事業につきましては、現在和束町にある茶源郷ポイント、このポイント事業をデジタル化していきたいということでございます。

このポイント事業をデジタル化することによって何がやれるかということでございますが、一番先に考えておりますのは、いろんな交付金等の中で、直接住民さんにお支払いするものがございます。ございました。こういうものを、今までは商品券等に換えておったんですけれども、なかなか郵送費、それから配布等々にいろいろ時間を要したり等がございました。その辺を迅速かつ早く住民のほうに届けたいということで、ポイント制にしまして、そういう時間を短縮したい、その経費を短縮したいということでございます。

併せまして、今、商工会とも調整をお願いしとるんですけども、できましたら、こういう事業を使って商品券等を一元化できないかということでございます。

何が言いたいかといいますと、どうしてもいろんな形で交付金を、今まででしたら

補助金という形でございましたけども、目的したお金を出す、町のほうとか、国・府のほうからいただくんですけれども、これが町外のほうに流出してしまうという可能性がものすごく大きくございます。その辺を制度設計する中で、町内の業者さんによく回して、還元率を上げていきたい、それが、ついでには税収につながってほしいということで、この事業、今、デジ田という事業がございますので、それで制度化していきたいということでございます。

制度設計の中身、事業の詳細につきましては、担当のほうから、後にご質問がございましたら答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

町長の肝煎りということで、何とかそういう茶源郷ポイントをですね、こういったデジタル化していきたいということかなというふうに思います。

このデジタル化することによってですね、それぞれの商店ですね、事業者さんには、やはりそういった、どういうシステムかというのによるんですけれども、そのデジタル化することによって、それを読み取る端末であるとかですね、そういったものも準備が必要なかなというふうに思うわけですが、当然いろんなこの事業者さん、おられる中でですね、その操作方法も含めて、また十分な操作方法の周知等ですね、含めまして、やはりなかなか難しいところもあるのかなというふうに思うわけですが、具体的にはどのような形でこれをしようとしているのか、先ほど商工会との調整というのもありましたが、その辺の端末等のやり取りも含めまして、具体的な部分を、分かればもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

提携店舗でございますが、取りあえず商工会様と連携させていただきまして、商工会のほうから募集や周知を行っていただくという予定でございます。

提携店舗数につきましては、商工会の商品券の取扱い店舗である40店舗を最終目標ということで設定しておりますけれども、初年度におきましては、約20店舗をですね、目指したいというふうに考えているところでございます。

なお、提携店舗には専用の読取りカードの機械をですね、末端機械を設置させていただいて、ポイントの決済を行っていただくというような構想でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

これまでも商品券であるとかね、いろんな形で発行されてやられてきたわけですから、大体住民の方が利用される店舗というのは、大体の把握はされているのかなというふうに思いますけれども、やはりなるべく町内全域のですね、広い商業者の方を対象にですね、やはりそういう恩恵が届くような、そういう取組をね、今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にですね、総合福祉施設整備事業について、16ページです。

約4,000万円のこの補正が計上されております。また、第2表にはですね、債務負担行為の補正も計上されているわけですがけれども、この件についてですね、担当する課長として、令和6年度末にこの完成を予定されているこの施設ですがけれども、この事業を令和7年度まで延長する、引っ張るということについての説明をお願いしたい。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

こちらの工事請負費が主なものになりますが、現在道路工事中でございます東側の仮設の駐車場、こちらにつきまして、本設工事を予定しております。その補正額の一部でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

仮設の駐車場を、改めてその工事するという部分ですかね、補正ですかね。はい、分かりました。

次にですね、14ページです。

茶源郷乗合交通生活お届け事業、茶源郷のことばかり言うて、W a z C a r のことばかり言うて申し訳ないんですが、今回ですね、当初予算ではですね、運営補助金が2,033万円というのが計上されていたわけですが、当初ね。今回補正ということで、199万円の補正が組まれています。これはどういうことなのかということと、併せて、山城ヤサカ交通ともこの契約を今年度はされているわけですがけれども、山城ヤサカとの契約の金額を、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、199万2,000円計上させていただいているところでございますが、こちらの経費につきましては、主なものといましては、事務諸経費がですね、当初の計画よりも加算しているという部分が一つございます。

また、3時間前からの乗車予約ということでございますので、そちらの部分ですね、オペレーター等ですね、運転手の人件費も見込んでいるというところでございます。

ヤサカ交通の分の委託料と言いますか、支払いにつきましては、年間1,006万9,000円というところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

はい、分かりました。

それで、先日も質問させていただいたわけですが、今後、次年度に向けてね、これから運営協議会のほうで、次年度の運営の方法をですね、議論されるかというふうに思うわけですが、湯船地区の方の、住民の方のご意見というのは、NPOのほうで十分把握されているかなというふうに思うわけですが、湯船地区以外の住民の方のご意見ですね、声というものはどのように確認をされて、またそれをどのように反映をされていくのかということですね。そのことについて教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

湯船区以外のご利用の方でございますが、以前にですね、路線バス対策協議会というのを開催させていただきまして、そこでW a z C a rの利用状況、進捗状況のほうをお話しさせていただいたわけでございますが、やはりそのときでも、ちょっと以前、この運営協議会になってからは使いにくいんじゃないかという声もお聞きしているところでございますので、その点につきましては、よりよいニーズがありましたら、それに合わせていただくようにですね、改善のほうは努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

これ最後ですかね。

路線バス対策協議会のほうでですね、各団体の代表の方、また、区長さん、参加いただいているわけですが、なかなか区長さんがね、それぞれの住民の方のお一人お一人のご意見をね、把握されているかという、なかなか難しいところもあるかと思うんです。

なので、できましたら、やはり高齢者の方が中心になるかと思いますのでね。やはりこのふれあいサロンであるとか、そういった、この場所を活用しながらですね、以前も多分やっていただいたと思いますが、そういう各それぞれ個々の区のこの住民の方にですね、直接お声を聞いていただくような手法もですね、検討いただけたらというふうに思います。

やはり特に湯船地域、エリア以外はですね、やはり運行する曜日であるとか、時間帯の問題とか、いろんな声も聞いておりますのでね、やっぱりそういったところもやはり直接お聞きいただいたほうがいいのかなというふうに思いますので、そこにつきましては、今後調整いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の高山議員のご意見でございます。

私たち自身もなかなか実感の湧きにくい事業でございます。どの場所でどういう方が求められているのかというのも、車を自分で運転する者にとってみれば、なかなか分かりにくい事業でございますので、できる限り広く広いところで意見を聞けるような場所を今後設けさせていただいて、令和7年度以降についての運営の仕方、運行の

仕方についても、ロスのないような形をもって考えていきたいと思いますので、検討につきましては、またご意見等をいただきましたらありがたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まず、簡易水道の関係をお聞きしたいと思います。

いわゆるP F A Sの問題ですけれども、有機フッ素化合物の汚染の問題です。

これは、常任委員会のほうでも、いわゆる水質検査の結果、表にして出していただきましたけれども、その結果を見ますと、原水で、いわゆる7ナノグラム。上水、これは木屋公民館ということですが、10ナノグラムということで、国の暫定目標値の50ナノグラム以下ではありますけれども、これはアメリカのほうで採用されている基準で言いますと、これは4ナノということになっておりまして、両方を上回っているというふうに思っております。

そもそもこのP F A Sというのは、自然界には存在しない物質でありまして、1930年代にアメリカの企業が開発・製造を始めて、その後、原爆開発などにも使用された歴史を持っているというふうに伺っております。

問題はですね、極めて緩い国の暫定目標値の以下かどうかということではなくて、この自然界にそもそも存在しない有害物質が、なぜ和東町の水道の原水、上水に含まれているのかということなんですね。検出せずではなく、一定の数値で検出がされているということについて、これ、町としてどのように考えておられるのか、また、なぜこういう検出されるということは、どこかで原因があるというふうに思うんですけども、その辺の原因については、現段階でどのようにお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

なぜ、和東町の水道にP F O S、P F O Aが入っているのか。微量なんですけども、少し観測はしております。その入っている原因は、ちょっと私も詳しくは分かりませんが、日本の基準では、今、目標暫定値が40ナノパーリットルなんですけども、アメリカのほうでは4ナノという設定に変更されました。日本の基準値では、諸外国、機関が行った評価の中で妥当と考えられるものの中から、安全側の観点より最も低いものを採用し、現在の基準値となっているところでございます。

水質基準逐次改正検討会において、水道水におけるP F O S、P F O A、目標値等が検討されているところでありますので、定められた基準に基づき、和東町としては適切に対応をしていきたいと考えております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、適切に対応すると言った場合に、やはりその必要なことというのは、やはりその汚染源をちゃんと特定するということだと思うんですね。そもそもないんですから、自然界にね。だから、普通だったら検出されないはずなのに、されているということは、どこかがその汚染源になって混入しているということですから、そこはやはりですね、町として分からないというだけじゃなくて、分かるように、ちゃんと調査していただきたいというふうに思うんですね。

それと、やはり検査も、いわゆる原水、いわゆるもともとの水源の原水ですね。はもちろんですけども、今回、木屋公民館というのは、いわゆる終点だからというような話、前されたと思うんですけども、そこだけじゃなくて、やはりその保育園や学校、避難所指定している公共施設などですね、やはりその一般住民の方が、また子どもたちがやはり口にする、そういうようなところですね、というところを中心に、やはり

もう少し幅広く検査をしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

現在、原水1か所、PFOS、PFOAの水質検査をしております。令和6年度からは上水でも、今、議員が言われたとおりに、木屋区公民館で1か所調査をしております。

一応、これから先ですね、中部配水池とか、城山高区配水池とか、ちょっと水質基準の検査をする箇所を1か所じゃなくて、2か所、3か所ぐらいの水質検査できるように、ちょっと検討を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

このPFASの有毒性につきましては、この間、世界でも日本でも研究が進められてきておりまして、ごく低量でもいろいろな健康問題を引き起こす原因となり得ることが明らかになされております。特にその体が小さく、毒を排出する力が育っていない子どもはですね、影響を受けやすいとされておりますし、また、いわゆる母体の汚染による胎児への影響も含めて、危険性が指摘されております。

そういうような状況もある中で、日本の国の暫定目標値というのは、世界的には大変低いということで、甘いということで、大変批判的にもなっております。そういう意味では、やはりその国の目標値というものをうのみにせず、あくまで安全な水に責任を負う立場で、できる限りの対策対応を、町としてもしていただきたいと思いますので、そこは取りあえず、今日は強く要望はしておきたいというふうに思います。

ので、先ほど、もうちょっと複数で検査したいと言われたことは、必ずやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、先ほど出ておりましたポイント事業の関係ですけれども、先ほどの説明ではですね、いわゆる商品券等ですね、この間、国の支援金などを使っての事業などを、一定その経費の節減も含めて進めていくために、やりたいというようなことでお話しされておりましたけれども、今回この買物できるシステムを構築するのに、2,000万かけると。そのうち、半分の1,000万は一般財源だという意味では、一定のかなり経費をかけてシステムを構築されるということなんですね。

そこでちょっと確認しておきたいんですけども、先ほどちょっと出ておりましたが、いわゆるこれはカードを持っていただくということだと思っうんですね。住民の方に。これは全ての住民にカードを交付するということなのか、世帯に交付するということなのかをちょっと確認したいのと、それから、例えば人口というのが、また人が入ってきたりもしますから、そしたらまた新たに交付する。また、もし破損した、なくした、再交付するという費用は、今後どういふふうにしてやってこられるのか。

また、お店に置く、今出ていましたリーダーですね。というのも新たに、例えばお店で設置するというようなときの費用、また故障したとかね、そういったときの、また置き換える費用、そういったことも含めて、一旦システムを構築すればですね、やはり維持管理していく費用というのはずっとかかるわけですから。そういった費用というのは、今後どのように工面されていくという見通しはどうですか。それも含めて答弁をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

カードの配布につきましては、配布の方法につきましては、今のところは検討中と

ということでございますが、一応全町民の方に対して配布させていただくという方向で、検討を今のところ進めさせていただいているところでございます。

それと、新しい世帯、また新しく誕生されましたお子様ということにつきましても、カードのほうはですね、一旦5,000枚作成する予定でございますので、そちらのほうを配布させていただけるということで、検討をしているところでございます。

また、リーダー設置費用につきましては、1台約10万円程度というところで見込んでいるところではございます。もちろん、これにつきましては、操作方法等、設置していただける商店につきましては、研修をさせていただく予定というところがございます。

来年度以降の年間のコストでございますけれども、システム利用料としては、年間300万円ということで、今のところは試算をさせていただいているところでございます。

また、先ほど町長から申し上げましたように、昨年度の商品券事業におきましては、封筒等の消耗品や印刷費、また郵送料、また換金の手数料を含めると、1回当たり約230万円を支出させていただいているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆるシステムの管理料ですか、その関係で、年間300万はずっとかかるということですね。先ほど、その商品券を1回やるのに、いろいろかけて230万という点ではね、いわゆるどっちが安いのかという話にもね、なるとは思いますが、それでですね、今回は、いわゆるそういうシステムを構築すると。要はね。そういう今後、例えば何か商品券、商品券的な事業をするというときに、このポイントを、言ったら付与するというための、まずは土台をつくるというのが今回の費用だというふ

うに思うんですけども、ですからシステムだけ構築しても、ポイントが付与されなかったら何も稼働しないということになりますし、役に立たないと。

そういう意味でですね、ポイントを付与するという財源がないと、要は動かないわけですよ。大体商品券を全世帯、例えば1人何ぼとかというふうに、これまで配ってきた部分でいうと、大体やはり1回1,800万ぐらいかかっているんですね。年間2回ぐらいすると、4,000万ぐらいかかっているというのが、これまでの、去年、令和5年度で言えばそういう実績があったと思うんですけども、これは全て国のお金だったという意味では、国からお金が来ればいいですけども、それは来るかどうかというのは分からないと。という意味では、一定こういうものを恒常的に運用していこうと、役に立てていこうと思ったら、そういうポイント自身をちゃんと確保していくということがなかったら、役に立たないと思うんですね。その辺、どのようにこのポイントの財源ですよ、というのは考えておられるのか。

また先ほど商品券の話で、話は大体進んでますけども、ほかに例えば、全員じゃなくても、例えばこういうところ、ピンポイントでこういう方たちにこういう給付をしようとかいうことも含めて、何かそういうことも含めた活用も考えておられるのかどうか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今定例会でも出ておりましたとおり、いろんな工夫した形をしていきたいということでございます。

基本的に今言われるように、岡本議員が言われるように、まずポイントで何とかしたいというのは、思いはあります。これは補助事業を採択するための一つの手段として考えております。その後には、防災で活用するとか、いろんなところで活用できる

と考えておりました、汎用的にこのカードを使っていきたいと。最終的には、マイナンバーカードとの連携も図れるようになれば一番いいんですけども、そこまで持っていく前に、日常的にカードを持つことが不安じゃないカードにしたいという考え方でございます。まだなかなか、マイナンバーカードになりますと、家のロッカーの中に入っているというような話をよく聞きますし、そういうものではなくて、もっと簡単に持てて、それがうまく中で使える。例えば、出産祝い金であったりとか、そういうものもポイントカードで活用していったりとかいう、具体的なところも使いながら、またまた最終的には、持病の関係とか、前回でしたかね、山本議員のほうから一般質問ありましたけども、いろんなそういう防災的なのをカード的にもできないのかという話もございましたけども、そういうところにも発展していけたらという考え方をしておりますので、このカードが和東町にとって地域通貨だけじゃなく、それ以外にも活用できることを視野に入れておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いろいろその用途としては、いろいろご検討されているということだというふうに思うんですけども、いずれにしましても、いわゆる住民の生活を支援するという意味での、またそれからそれが、地域の経済に回っていくということは考えたにしたら、いずれにしても、財源がなかったら回らないということだと思うんですよ。

だから、国の財源が来てからということだけで考えたらね、来なかったら一向に、言ったらそのポイントが入ってこないということにもなりますから、やはり町として、例えば一定の財源は毎年ちゃんと確保して、こういう事業をしていくとかいうこと自身もしていかないと、やはり高いシステムだけ構築してですね、何も活用されないというふうになるというふうに思いますので、そこはもう少しやはり具体的にですね、示していただきたいなというふうに思うんです。

そういった点で、ちょっと先ほどマイナンバーカードとも云々という話ありましたがね。将来的に。基本的に、でもマイナンバーカードは任意ですからね。それと結びつけるとなってしまうと、はじかれる方が絶対出てくると思うんですよね。いわゆるそこで、そのマイナンバーカードとひもづけてしまったらね。持たない方はじゃあどうなるのかという話になりますし、そういうことも含めてですね、やはりそこはちゃんと丁寧に考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと今言いましたように、そういうちゃんとした財源を、町として最低限、毎年これだけは確保しようというようなね、見通しがあるのかどうかということと、それと、いろいろそういう、ポイントとして例えばいただけたとしてもね、例えば出産祝い金という、一定大きいですね。10万とか20万とか。でも、それをじゃあ例えば、町内の店だけで使ってくださいとなったらね、それは使えるものもありますけども、やっぱりその店もないわけですからね、あまり。そういった意味では、自由に使えなくなってしまうという、そういったこともあると思うんですね。そういう意味では、やはりどういうものをそういうポイントとして付与していくのかということも、やはりしっかりと区別いただいて、やっていただく必要もあるんじゃないかと思うんですけども、その辺のお考え、いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に、私の考え方の中には、町内で使えないことはないと思っております。どの形で使われるかということについては、個人さんの自由にはなりますけども、町内の業者さんで使っていただくと。これは、先ほどから何回も言われておりますように、どうした財源を基にしているんだということですが、町内で使っていただくことによって、町内の業者さんの所得が上がる、所得が上がることで税金が入ってくると

いうことを僕は期待しております。そちらの中で地域経済を回したいと、地域通貨の根本的なことを和東町で今後やっていきたいということが目的でございます。

併せて、個人に配るという考え方をしておりますのは、個人が緊急な場合、非常時とかに対して、何とかこのカードが役立たないかということも視野に入れておりますので、汎用的にカードを活用していきたいというのが目的でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。残り2分です。

○6番（岡本正意君）

いずれにしても一定の経費をかけて構築される、そういうシステムですから、やはりそれが無駄にならないように検討のほうをぜひちゃんとしていただきたいなというふうに思いますし、町長が言われることは分かりますよ。地域で経済を回したいと。それは私もそう思っていますし、ただ、やはり現状として、買物ができるところがすごく限られているという問題もありますし、そういった問題も含めて、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、海洋センターの関係で1点だけ聞いておきたいんですけども、前回の議会のときに、海洋センターのプールについて一応廃止というか、していくというような話がありましたけれども、その辺は、どのように今検討されているのか。一応今の現段階で方向性について出ていれば、ぜひお願いしたいと思いますし、海洋センター全体として、どういう施設として今後活用していきたいというふうに方向性を今のところ持っておられるのか、併せてお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に海洋センターのプールにつきましては、築40年を超えました。実際に今

のプールをもう一度プールとして使用するには数千万円では利かないという状況になってきております。ただ、海洋センターのプールにつきましては、消防水利ということがございます。ですので、今すぐにプールを潰してしまうのかという話になりますと、消防水利も含めましての検討も必要になってきます。この辺も含めまして、今後慎重に検討しながら、どういうふうな形でしていくのか。今年につきましては、小学校のプール開放ということで、小学校等の協力を得てプールを開放した結果、約350人ほどの方が入ってもらえた。それに対して先日ちょっと町なかを歩いてましたら、お母さん方がよかったわという声も聞かせていただきました。そういうことも含めて、来年に向けてどういう形にするのか。それと海洋センター自身を今後どのような形で活用していくのかということも含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、1件ごとに行います。

議案第41号 令和6年度和東町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第41号 令和6年度和東町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４２号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４２号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４３号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４３号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４４号 令和６年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４４号 令和６年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４５号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４５号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより午後２時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３３分～午後２時４５分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、発議第７号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書を議題と

いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

高山豊彦議員。

○４番（高山豊彦君）

公明党の高山豊彦でございます。

それでは、発議第７号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書につきまして、提案をさせていただきます。

本意見書につきましては、令和６年４月２２日付で、京都弁護士会会長及び同再審法改正実現本部長から再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情が届いており、近年、再審事件や冤罪被害者に対する社会的関心が高まり、日本弁護士連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にあります。近隣市町村の木津川市、精華町、笠置町、南山城村の議会では、６月定例会において既に採択されており、本町議会においても近隣市町村と足並みをそろえる意味からも意見書の採択が必要と考え、提案をさせていただくものでございます。

それでは、意見書を読み上げて提案とさせていただきます。

発議第７号

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和６年９月２６日

提出者 和束町議会議員 高山豊彦

和束町議会議長 吉田哲也 様

裏面をお願いします。

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法「第4編再審」（以下「再審法」という）に規定が設けられているが、再審が認められることはまれであり、冤罪被害者の救済は容易には進んでいない。その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定の少なさや、それによる個々の裁判体の裁量が大ききことも指摘されているが、中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、③再審請求手続の規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。近年ようやく再審事件や冤罪被害者に対する社会的関心が高まり、日本弁護士連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月26日

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

法務大臣 小泉 龍司 殿

内閣官房長官 林 芳正 殿

京都府相楽郡和東町議会

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第7号 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第8号 健康保険証の廃止中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第8号についての提案理由を申し上げます。

健康保険証は、私たちの命と健康を守り支える医療を受けるために必要不可欠な証明書であり、これまでも保険証を廃止しなければならない理由は何一つありませんでした。にもかかわらず、政府が12月2日を期限に保険証を廃止しようとしているのは、国民の命や健康を守ることとは関係なく、マイナンバーカードを全国民に持たせ、保険証機能を紐づけさせたいだけの極めて政治的な思惑があるからです。

そもそも今でもマイナンバーカードを持つかどうかは個人の自由であり、任意です。

全ての国民に必要な不可欠な保険証を無理やり廃止し、マイナ保険証に誘導することは、明らかに強制であり、法にも反します。何よりも健康保険証の廃止を多くの国民が納得しておらず反対しています。

このような状況の中で、なし崩し的に保険証を廃止することは全く道理がなく、許されないことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第 8 号

健康保険証の廃止中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 吉田哲也 様

健康保険証の廃止中止を求める意見書

政府は、健康保険証を 12 月に廃止する方針だが、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」の利用率は、全国で 1 割程度にとどまっており、個人情報扱いなどのトラブルも続く中、国民の信頼は全く得られていない。全国 18 の地方紙が行ったアンケート結果でも、保険証存続を望む声が 8 割を超え、マイナ保険証導入そのものの中止も 42% に上っている。このように国民多数が保険証廃止に反対や不安の声を上げているが、政府は 12 月 2 日に保険証の新規発行を停止し、廃止する方針を強行しようとしている。このままでは、医療現場の混乱や受診への影響が生じかねず、廃止は中止すべきである。

保険証を廃止した場合、現行の保険証は最長 1 年間は有効とし、期限後はマイナ保険証がない場合は、資格確認書を発行、送付し、当面 5 年間は使用可能とされる。ある場合でも資格情報通知を発行し、トラブル時に対応するとし、特例で申請による資

格確認書を発行する場合もある。これでは現場の事務量や無駄な経費が増大するだけであり、保険証を廃止しなければ済む問題である。

そもそも、現在においてもマイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、誰もが必要不可欠な保険証を廃止し、マイナ保険証へ誘導することは、医療を人質にした事実上の強制であり、明らかに違法の手法と言わざるを得ない。

以上のことから、このまま12月に健康保険証を廃止することは到底許されない。政府においては、保険証存続を望む国民多数の声に耳を傾け、健康保険証の廃止中止の決断を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月26日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

デジタル大臣 河野 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第8号 健康保険証の廃止中止を求める意見書について、賛成討論を行います。

第一に、意見書の冒頭でも触れているように、保険証廃止に対する国民の不安は大きく、現行の保険証の存続を願う声が大多数であり、この声を無視した廃止は許されないことです。

廃止を目の前にして、8割超えの人が保険証存続を希望し、廃止に異議を唱えている事態は、ある意味異常であり、だからこそ自民党総裁選に出ている現職の閣僚が廃止時期の見直しを言わざるを得ないのです。多数の国民が反対し、廃止を決めた当事者でさえ、見直しを口にするようなことを強行すれば、大きな混乱や矛盾が噴き出す危険性があり、廃止は中止すべきです。

第二に、そのようなトラブルは、国民皆保険制度を揺るがし、命と健康の危険に直結することになります。以前、マイナ保険証に別人の情報が紐づけられていることが発覚し、大問題になりましたが、トラブルは一向に減っておりません。ある県の保険医協会の調査でも、医療機関の約7割でトラブルが起きております。来年にはカードの電子証明書の期限切れラッシュが始まるとされており、未更新のカード利用によるトラブル続出も不安視されています。トラブルの多発は、被保険者の命と健康を脅かし、無保険者の続出など、皆保険制度の崩壊にもつながりかねません。

第三に、保険証廃止は極めて多くの無駄や不便、不合理を生み出します。保険証が廃止されると現行の保険証は最長1年間有効ですが、その後はカード未取得や保険証機能との紐づけをしていない人には、資格確認書が配付されます。資格確認書は、当面は更新されますが、あくまで期限付とされています。マイナ保険証の人でも、ケースにより資格確認書が発行されるほか、また別に資格情報が記載された文書が配付されるといいます。幾つもの種類の保険証のようなものが存在し、紙の保険証さえあれば何の問題もないのに、極めて無駄な作業や事務を国民や現場に押しつけることとなります。

また保険証であれば、一目でその方がどの保険かを確認できますが、カードではリーダーを通さなければ分からず、トラブルが起これば、結局は別の資格確認が必要に

なりますし、投薬等の情報がマイナ保険証に反映するのも時間がかかるため、お薬手帳も必須となるなど、むしろ手間は増えるばかりです。

だからこそ、今でもマイナ保険証の利用率が一向に上がらない実態がございます。そもそもマイナンバーカードは、情報漏えいや悪用、紛失などのトラブルを避けるため、本来は自宅でしっかり管理し、頻繁に持ち歩き、携帯するようなものではなかったはずですが、政府は今後、運転免許証や介護保険証など紐づけを増やそうとしていますが、そんなことをすれば、トラブルは増えるばかりであり、カードを無理やり持たせることのみが目的であることが、ますます浮き彫りになっています。

第四に、そもそも保険証の廃止の法的な根拠がなく、決定のプロセス自身が不透明という根本的な問題があります。政府は廃止の法的根拠をマイナンバー法の改正や健保関連法改正に求めています。条文に健康保険証の廃止という文言はなく、単にマイナンバーとの一体化と資格確認書を交付するとしているだけです。健康保険法や国保法の施行規則では、健康保険証の交付は、市町村の義務とされており、それが変更されたわけでもない。意見書でも指摘しているように、そもそもマイナンバーカードの取得は今でも任意であり、ゆえに、当然ながら、マイナ保険証も任意であり、個人の自由です。全国保険医団体連合会が、指摘している問題点でも、そもそもマイナンバー法でマイナカードの取得は任意原則である。そのため、マイナカード申請・所持しない被保険者、マイナカードを申請・所持しているが、保険証との一体化を拒否する被保険者は多く存在するとしています。和東でもカードの取得は、住民の8割程度、マイナ保険証は国保で63%、後期高齢で51%であり、保険証の廃止は和東でも4割から5割の方の保険証を無理やり取り上げることになります。

このような乱暴なことが明確な法的根拠もなく強行されようとしております。しかも、政府における保険証廃止の検討プロセスも全く不明です。河野デジタル大臣は、関係省庁と協議して、デジタル庁が代表して保険証廃止を発表したとされていますが、その協議の内容を示した記録がないことが、この間の報道で明らかになっております。

保険証の廃止という、国民の命と健康、国民皆保険制度の在り方に関わる重大な政策決定の経過さえも闇という状況で、このまま12月に保険証廃止を強行する無法を許してはならないのではないのでしょうか。

以上の理由から、私は本意見書に賛成するものです。

○議長（吉田哲也君）

ほか討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 健康保険証の廃止中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 健康保険証の廃止中止を求める意見書は否決されました。

日程第11、発議第9号 食糧の安定供給に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

発議第9号の提案理由を申し上げます。

令和の米騒動とも言われているこの間の米不足や価格高騰は、我が国の食糧生産や安定供給の危機的な状況を改めて浮き彫りにしております。今回の事態は一過性で、特別なケースではなく、この間政府が進めてきた減産や米価のカット、市場任せの供給など、農政の誤りからくる構造的な問題です。国民を飢えさせないという政治の最低限の責任を政府が果たし、米をはじめとする食糧の安定供給を求める立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第9号

食糧の安定供給に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和6年9月26日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

食糧の安定供給に関する意見書

この間、主食の米が在庫不足に陥り、店頭から消え、手に入らない事態が急速に広がり、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安を広げました。また、過去最低となった米の民間在庫を反映し、取引価格が高騰し、物価高による生活への影響に拍車をかけています。主食の米の急激な不足に不安が大きく広がったにもかかわらず、政府は需給逼迫を否定し、「新米が出回れば解消する」と無策の姿勢に終始したことはあまりに無責任と言わざるを得ません。政府は全ての国民が米を安心して確保できるよう責任を果たすべきです。

今回の事態の根本には、米の需給と価格の安定に責任を持たない農政があります。政府は「需要に応じた生産」の名目で、米の消費が毎年減少することを前提に減産を現場に押しつけ、需給と価格は市場任せです。

気象条件や社会や経済の情勢変化による需要と供給へのギャップは避けられず、コロナ禍では需要の大幅減で生産者米価が暴落しました。これを受けて政府が大幅な減産を強い、在庫を減らしたことが今年の米不足と価格高騰につながりました。僅かの需給変化で米流通の混乱を生み、価格が乱高下するのは、主食である米を市場に委ねる危険性を示しています。政府は米の需給と価格安定に責任を持ち、ゆとりを持った生産で備蓄を確保する、豊作で供給が上回る場合の国の買い上げなどが必要です。

また、政府がさきの国会で成立させた農村農業基本法改定では、食料自給率向上へ

の目標を放棄し、ますます輸入に依存する方針ですが、この方向では、米だけでなく他の農産物の安定供給も脅かす危険を大きくします。農村では担い手の減少に歯止めがかからない中、耕作放棄農地の拡大が進むなど、生産基盤の弱体化が懸念されています。政府においては、将来にわたり米をはじめ食糧の安定供給を確保するためにも、価格保障や所得保障などを進め、安心して農業を営める環境整備に責任を持って取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月26日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

農林水産大臣 坂本 哲志 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第9号 食糧の安定供給に関する意見書について、賛成討論を行います。

ここ数年の異常な物価高騰で、暮らしの苦境が続く中での今回の米不足や、価格高騰は暮らしへの大きな打撃となっただけでなく、主食である米が手に入らない、手が届かないことへの不安を広げています。またコロナ禍以降、全国的に広がった生活困

窮者や学生などへの食糧支援にも影響を及ぼしており、政府は責任を持って食の安定供給を行うことが急がれています。今回の事態の原因は、意見書にもあるように、一時的、突発的な問題ではなく、主食の米をはじめ、食糧全般の安定的な生産や供給に責任を負わない政府の農政の誤りがあります。

今回の事態の直接的な原因は、適正在庫が大きく減少する中、米の供給量が少なかったことにあります。それがスーパーなどでの品薄と価格高騰を招きました。この傾向は、既に6月頃から出ていたにもかかわらず、政府が何ら対策をしなかったことで事態を深刻化させました。政府の責任は重大です。米の供給量が減った原因は、政府が米の生産量の削減を進めてきたことにあります。直近では、2021年産の米がコロナ禍の影響による需要の大幅減を受けて、米価が大暴落しましたが、政府はこれを受けて、米が過剰だとして減産を農家に押しつけ、在庫を減らしてきた経過がございます。その結果が今年の米不足と価格高騰につながりました。より根本的には、2013年に安倍政権下で生産コストの4割削減と、米価の大幅引下げを目標とする戦略が決められ、米生産を支えている兼業農家への支援をなくし、生産者米価が下落しても放置してきたことがございます。この下で全国的に米農家の離農や廃業が増え、生産基盤が弱体化を続けています。稲作農家は、2010年の約116万戸から2020年には、約70万戸と10年で4割も減少しています。本町でも基幹産業の茶業とともに、稲作も行われておりますが、低い米価とともに、肥料や農薬などの生産経費の高騰、高額な農機具の保有や維持などが困難となり、さらには、担い手の高齢化の進行や後継者や担い手不足が深刻となる中、耕作放棄地、荒廃農地も増え続ける中、生産基盤が崩壊を続けています。

このような状況にもかかわらず、政府は、さきの国会で成立させた農業農村基本法では、これまで曲がりなりにも位置づけてきた食料自給率アップの目標さえも放棄し、ますます輸入依存で市場任せの農政を進める方針であり、国民の食糧確保、生産基盤の強化に責任を負わない農政が続けば、今回のような事態が常態化する危険性がござ

います。実際、政府は、来年の6月末在庫を今年より少ない152万トンしか見込んでおらず、来年も同じことが起こる可能性があります。

意見書の最後で求めているように、政府はこれまでの農政を改め、将来にわたり米をはじめとする国民の食糧の安定供給に責任を持ち、世界では当たり前に行われている価格保障や所得補償などを強化し、生産基盤の再建、強化を図ることを強く求めるとともに、現在も収まっていない米不足や価格高騰の早期解決と再発防止の対策に取り組むことを重ねて求め、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか討論ございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 食糧の安定供給に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 食糧の安定供給に関する意見書は、否決されました。

日程第12、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

皆さん、今定例会に提案させていただきました認定・同意・議案につきまして、全てご承認いただきまして、まずもってありがとうございます。

開会当時は、いつか秋が来るのかというぐらい暑い日が続きましたけれども、何とか閉会の今日を迎えまして、秋らしくなってきました。ただ、今年1月1日に発生しました能登地方の災害、今回もまた台風でやられるという事態になっております。被害を受けられた皆様には、お見舞い申し上げますとともに、またお亡くなりになられた方々につきましては、ご冥福をお祈りしたいと思います。

日本の気象につきましては、基本、今までは紀伊半島で起こっていたようなことが今、能登地方で起こっていると。かなり熱帯の緯度が上がってきたのかなと思っております。ただ和東町につきましては、昨年8月15日以来、警報が1回も出ていないという状況でございます。こういった状況がいつまでも続くことを私は期待しておりますけれども、いつまた大きな災害が起こるかも分かりません。そしてそういうことになったときには、皆様のご協力も得ながら対応していかなければならないと考えておりますので、その節はよろしくお祈りしたいと思います。

令和6年度も後期に入ります。後期になって、この令和6年度事業を完成していかなければならない事態になっております。特にトンネルの貫通、それから隣でつくっておりますC h a n o v aの建設、これにつきましては、本日わらくのほうから現

地を見ておったんですけれども、かなり大きなものが建ちました。これをどうして使っていくかについては、令和6年度後半からにかけて各担当課を含めた検討を加えながら立派な施設を立派な形で住民の方が使っていただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、併せまして皆様のご協力をお願い申し上げます、また指導等をお願い申し上げます、第3回定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。今期定例会、本当にありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これもちまして、令和6年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 岡 本 正 意

会議録署名議員 畑 武 志